

## 商標登録出願の基礎知識

### 1. 保護対象

商標法の保護対象は、もちろん「商標」です。そして、この商標とは、「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（「標章」という。）」であつて、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの」又は「業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの」に該当するものです。ここで「業として」と記載されていますが、営利・非営利を問わず事業としての意味です。従つて、商標とは、事業の中で使用する標章であると考えて下さい。

### 2. 登録要件

商標の初心者の方は、商標法の登録要件は「原則的な登録要件」と「加重的な登録要件」とが存在し、この二つの要件を満足しないと登録を受け得ないと考え、以下をご参照いただければ幸いです。

#### ①商標登録の要件

商標の登録要件は、商標法第三条に規定されています（これが「原則的な登録要件」と考えて下さい。）。この商標法第三条柱書に「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。」とあり、その後自己の商品と他人の商品との区別のつかない場合を各号に限定列挙し、これに該当する以外の商標は、自他商品等の識別機能を発揮する商標であり、登録要件を満たすと判断されることとなります。

#### ②商標登録を受けることができない商標

商標登録を受けることができない商標に関しては、商標法第四条に限定列挙するかたちで規定されています。ここで言う「商標登録を受けることができない商標」とは、商標法の第三条の登録要件を満たした商標であっても、国旗・菊花紋章・国際機関を表す標章等の独占適応性がないと判断できるものであります。この商標法第四条に限定列挙した商標は、商標法第三条に規定された「原則的な登録要件」を満たしても登録を認められないのであるから、「商標登録出願の阻却要件」といわれます（「加重的な登録要件」と表現したものです。）。

### 3. 出願の形態

#### ①商標登録出願（通常出願）

商標登録を受けようとする者は、所定の事項を記載した願書に必要な書面を添付して特許庁長官に提出しなければならないとされています。商標登録出願で留意すべき点を、以下に幾つか示します。

出願の願書に、「商標登録を受けようとする商標」を記載しなければならないのは、あたりまえですが、この商標権の範囲の明確化を図るため、どのような商品又はサービスのときに使用するのも記載しなければなりません。即ち、願書に「指定商品又は指定役務並

びに第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分」を記載する必要があることを憶えておいて下さい。

そして、商標登録を受けようとする商標が、立体的形状である「立体商標」も登録の対象とできます。また、商標登録を受けようとする商標に、色彩を付して出願することもできることを憶えておいて良いと思います。

## ②団体商標登録出願

団体商標登録制度とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けることができる制度のことです。通常の商標登録は、登録者自身が、登録商標を使用することが前提となっていますが、団体商標の場合には、登録を受ける者自身がその商標を使用することを必要としません。特許庁では、「地域おこしや特定の業界の活性化のために、団体が中心となって、独自ブランドによる特産品作りをするような場合に利用できる登録制度」と表現しています。

## ③地域団体商標登録出願

この地域団体商標登録として出願する商標は、「地名と商品名とを組み合わせた商標」と考えて下さい。即ち、通常の商標登録出願であれば商標法第3条第1項第3号（記述的商標）に該当するとして拒絶を受ける可能性のある商標の登録を、「指定商品が地域と密接な関連性を有しているか」等の所定要件を満たす限り認めるとする制度です。地域の事業者が一体となって取り組む地域ブランドの育成に資することを目的として、平成18年4月1日より導入された制度です。

## ④防護標章登録出願

商標は、技術と異なり、使用すればするほど、財産的価値が増えるものであります。そして、需要者の間に広く認識され、著名性を獲得するレベルになった商標は、第三者が非類似の商品等に、その登録商標と同一の標章を使用しても、権利者の混同を引き起こす等の不具合が生じることがあります。従って、防護標章登録出願は、著名な登録商標と非類似の範囲ではあるが、事前に登録を行い、第三者の立ち入りを禁止する範囲を明確にすることを目的としたものであります。

## ⑤国際登録出願（マドリッド・プロトコル）

この出願は、1つの国際登録出願で、複数国での商標登録を可能とするための制度です。この国際登録（正確には、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の千九百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書第二条（1）に規定する国際登録」という名称が付されています。）を受けようとする場合は、特許庁長官に、「特許庁に係属している自己の商標登録出願又は防護標章登録出願」又は「自己の商標登録又は防護標章登録」を基礎として、「経済産業省令で定めるところにより外国語で作成した願書及び必要な書面」を提出しなければならない等の一定の要件が課せられます。

この国際登録出願制度は、非常に有用なメリットもあれば、十分に考慮しなければいけないデメリットもあります。よって、国際登録出願を行うか否かは、商標の保護を求める

締約国、権利の安定性等の要件を考え、案件毎に判断することが好ましいと考えます。

#### 4. 登録異議の申立て

この異議申し立て制度は、公衆審査としての性格があるため、何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に登録異議申立書を提出し、商標登録が一定の拒絶理由に該当することを理由として登録すべきでないとの申立てを認めるものです。

この登録異議の申立てについての審理及び決定は、三人又は五人の審判官の合議体が行います。そして、審判官は、登録異議の申立てに係る商標登録に拒絶理由があると認めるときは、その商標登録を取り消すべき旨の決定（取消決定）がされ、取消決定が確定したときは、その商標権は、初めから存在しなかつたものとみなされます。一方、審判官が、登録異議の申立てに係る商標登録に拒絶すべき理由がないと判断した場合には、その商標登録を維持すべき旨の決定（維持決定）をしなければならないとされ、この維持決定に対しては、不服を申し立てることができないとされています。

2014年5月の段階で、「登録異議の申立て制度」があるのは、商標法だけでありませ（近々、同様の制度が廃止されていた特許法では、「登録異議の申立て制度」が復活すると言われています）。

#### 5. 商標権の存続期間

商標法第十九条で、「商標権の存続期間は、設定の登録の日から十年をもつて終了する。」とされています。しかしながら、商標は使用するほど、財産的価値が上昇するものであり、永久権としての性格を備えているため、何度でも更新登録が認められます。十年という存続期間は、一応のものであり、権利者の使用していない商標の整理を促すためのものと考えて下さい。